

平成21年5月秋田市議会臨時会提出予定案件

	件名	説明												
<p>「 条 例 案 」 3 件</p>														
1	<p>特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件</p>	<p>改正理由 平成21年6月に支給する特別職の職員の期末手当の支給割合およびその支給額を改定する暫定的な特例措置について定めるため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨</p> <p>1 平成21年6月に支給する期末手当の支給割合を現行の1.55月分から1.40月分に改める。</p> <p>2 平成21年6月に支給する期末手当の額は、市長にあっては算出した額の10%、副市長、常勤の監査委員および地方公営企業の管理者にあっては算出した額の5%を減じた額とする。</p> <p>施行期日 公布の日から</p>												
2	<p>秋田市職員給与条例の一部を改正する件</p>	<p>改正理由 平成21年6月に支給する一般職の職員の期末手当および勤勉手当の支給割合を改定する暫定的な特例措置について定めるため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨 期末手当および勤勉手当について、平成21年6月に支給する場合における支給割合を次のとおり改める。</p> <table border="1" data-bbox="820 1832 1422 2024"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>改正案</th> <th>現 行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期末手当</td> <td>1.20 月</td> <td>1.35 月</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>0.675月</td> <td>0.725月</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1.875月</td> <td>2.075月</td> </tr> </tbody> </table> <p>施行期日 公布の日から</p>	区 分	改正案	現 行	期末手当	1.20 月	1.35 月	勤勉手当	0.675月	0.725月	計	1.875月	2.075月
区 分	改正案	現 行												
期末手当	1.20 月	1.35 月												
勤勉手当	0.675月	0.725月												
計	1.875月	2.075月												

3 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する件

改正理由

平成21年6月に支給する教育長の期末手当の支給割合およびその支給額を改定する暫定的な特例措置について定めるため、改正しようとするもの

改正要旨

- 1 平成21年6月に支給する期末手当の支給割合を現行の1.55月分から1.40月分に改める。
- 2 平成21年6月に支給する期末手当の額は、算出した額の5%を減じた額とする。

施行期日 公布の日から